別表第二道府県の項中「一一、六二〇」を「一〇、八六〇」に、「一、三〇七、〇〇〇」を「一、二七七、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「二一、三二〇」を「一九、九八〇」に、「二、五八五、〇〇〇」を「二、四八九、〇〇〇」に改める。			
第二条　地方交付税法の一部を次のように改正する。 第二条第一号中「一定割合の額」の下に「並びに地方法人税の額」を加える。 第六条第一項中「並びにたばこ税」を「、たばこ税」に改め、「百分の二十五」の下に「並びに地方法人税の収入額」を加え、同条第二項中「並びにたばこ税」を「、たばこ税」に改め、「百分の二十五」の下に「並びに地方法人税の収入見込額」を加える。 附則第四条第一項中「第六号」を「第五号」に、「第七号から第九号まで」を「第六号から第八号まで」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。			
（特別会計に関する法律の一部改正） **第三条**　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。 附則第四条第一項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十三兆千百七十二億九千五百四十万八千円」に、「平成二十六年度から」を「平成二十七年度から」に改め、同項の表中「 二千億円 」を削る。			
附則第五条の見出し中「交付税及び譲与税配付金勘定」を「交付税特別会計」に改め、同条中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「交付税及び譲与税配付金勘定」を「交付税特別会計」に改める。 附則第九条中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「附則第四条第一項第二号から第四号まで」を「附則第四条第一項第三号から第五号まで」に、「一兆四百億円」を「八千百億円」に、「同項第八号」を「同項第九号」に、「額とし、平成二十六年度及び」を「額とし」に、「及び平成四十年度」を「から平成四十一年度までの各年度」に改め、「平成四十一年度及び」を削り、同条第一号の表を次のように改める。			
平成二十七年度	三千九百二十六億円		
平成二十八年度	三千四百三十六億円		
平成二十九年度	三千八百七億円		
平成三十年度	三千三百六十七億円		
平成三十一年度	二千九百六十一億円		
平成三十二年度	二千五百三十三億円		
平成三十三年度	二千九十億円		

十七　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行についての同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	一〇三

平成三十四年度	千六百五十三億円		
平成三十五年度	千二百十四億円		
平成三十六年度	八百三十一億円		
平成三十七年度	五百二十一億円		
平成三十八年度	二百八十億円		
平成三十九年度	百二十八億円		
平成四十年度	三十五億円		
平成四十一年度	八億円		

附則第九条第二号中「平成二十六年度及び平成二十七年度の各年度分」を「平成二十七年度分」に改める。

附則第十条第三項、第十一条第三項及び第十二条の三を削る。

第四条　特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十三条第一号中ホをヘとし、イからニまでをロからホまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ　地方法人税の収入

附則第九条中「附則第四条第一項第三号から第五号まで」を「附則第四条第一項第二号から第四号まで」に、「同項第九号」を「同項第八号」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第五条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二ただし書中「第十条の三第五号」を「第十条の三第六号」に改める。

第三十三条の五の二の見出し及び同条第一項中「平成二十三年度から平成二十五年度まで」を「平成二十六年度から平成二十八年度まで」に改める。

第三十三条の五の七第一項中「平成二十五年度まで」の下に「（総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる行為を行うことその他の総務省令で定める事項を定めた計画を平成二十六年五月三十一日までに総務大臣に提出して、その承認を受けた地方公共団体にあつては、平成二十一年度から平成二十八年度まで）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第三十三条の五の八　地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

第三十三条の八第一項中「及び次条第一項」を削る。

第三十三条の八の二第一項中「特例期間」を「平成二十六年度及び平成二十七年度」に、「若しくは第三十三条の八第一項」を「、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項」に、「第五項まで又は」を「第五項まで、第三十三条の五の七第二項又は」に、「第五項まで並びに」を「第五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに」に改め、同条第二項中「前項の規定にかかわらず、平成二十一年度から平成二十五年度までの間」を「平成二十八年度」に、「、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項」を「若しくは第三十三条の五の七第二項」に、「又は第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」を「並びに第三十三条の五の七第二項」に改める。

第六条　地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「平成二十五年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第三項中「平成二十六年度分」を「平成二十八年度分」に改める。